

衆第七回議院  
大蔵委員會議

錄 第三十一號

三七

おきまして、政府がシヤウブ勧告案に基いて立案いたしたという今回の税制改革の諸法案が、著しく勧告の趣旨から逸脱しておる面が見受けられるのですあります。ことにシヤウブ勧告におきまして、日本の租税体系の上におきまして、いわゆる中産階級以下の労働大衆に対する課税軽減のための処置が、弱く要望せられておるような面につきましては、具体的には所得税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げたいと思ひますけれども、特にこの所得税を中心としたしまして十分盛られておらないと、われくはかく断定せざるを得ないのであります。ことに政府が、この税制改革の上に二十五年度の予算案を組み立てまして、昨日衆議院におきましては野党の一一致した反対にもかかわらず、多數の力をもつて衆議院を押し切りましたこの六千六百十四億の超厖大予算、この予算におきまして相かわらず大衆収奪の租税の上に組み立てておきながら、片一方におきまして、自由党の党略的な二十五年度における減税の宣伝を行つておりますが、われくは、昨日反対をいたしました予算案につきましても申し上げました通り、遺憾ながら何ら減税として見るべきものをを見出しえない。そういう観点から、われわれは有価証券の移転税を廢止する法律案以外の各法案に反対せざるを得ないであります。ことに政府が盛んにから宣伝を行つておりますところの二十五年度における減税、これは国税の

面におきまして、予算面からは前年度に比べまするならば、約九百億の減税を行つた、かように申しておりますけれども、事実まだ法案すら正式には国会に提案せられないのですとが、地方税に関する法律案を検討いたしまするならば、地方税における相当大幅な増徴が行われるのであります。われくは政府のこういう数字的魔術によるところの減税、から宣伝してしましては、国民の前にその欺瞞性を暴露しなければならない、かようと考えるものであります。ことにわれわれこれが注目をいたさなければならないのは、二十五年度において国税の面においては、なるほど二十四年度よりそれだけの減税を行うような形に相なりますけれども、その比較になつておりまする二十四年度の税収というものが、一体いかなる形において行われておけるかということを、われくは突かなければならぬのであります。二十四年度は、前年度よりも著しき租税の増徴になつておる。しかも二十五年度においては、掛声に応ずる意味からもある程度の減税を行わなければならぬといふ意味から申しましても、徹底的な増徴を行つておるといふこの事實を見のがすわけには行かないのですと。従つて二十四年度中に相当額の増徴を行つて、それをちよびり雀の涙ほど二十五年度において減らしたからといって、われくはそれが実質的な意味における減税にはならないということを、ここに申し上げざるを得ない

のであります。すでに御案内の通りに、二十四年度におきまする自然増收部分につきまして、これを第六国会における補正予算におきまして、二十三億というものがすでに見込まれておる。さらに申告所得における若干の減收を見込まなければならぬといつたましても、本年三月の年度末における租税のいわゆる超過收入分と、それを現在の末端の税務署における相当の租税の徵收超過分を認めざるを得ないと思うのであります。そういう見地からいたしまするならば、二十五年度における政府の減税といふことは、われくはまつたく實質を伴わぬいところの、一つのから宣伝であると主張せざるを得ないのであります。

さらに、今回の税制改革を政府が立案するにあたりまして、その前提となつておりますところの国民所得の算定の問題について考えてみましても、生産あるいは物価その他いろいろの角度から検討いたしましても、政府が安本当局をして推定せしめたと言われる三兆二千五百億というような厖大なる国民所得額に達するといふようなことは、われくはこれを信ずることができないのです。これはただただいま申し上げましたところの減税という宣伝技術の問題、また二十五年度予算において、國民から收奪しようとするところの租税その他の関係から申しまして、ただ紙の上において、この

程度の国民所得の増加を見込まなければ、これが減税という、そういう効果を国民の前に植えつけることができないという、一つの数字的のからくり立てる上における前提となつております。さらに全体といたしまして、今回の税制改革の基本的な問題について申し上げます。われくはこれを見のがすわけには行かないであります。

考えなければならぬのであります。ことにこれは総論的な反対論の中に申し上げましたが、今後日本に参りますところの第三国人によりまして、日本の国内において資産が所有せらるるという形式が進んで参りまする段階におきまして、われくは日本の国民全体の立場において、この一見社会化されたところの相続税法について、新たな角度から検討しなければならない問題があり、また今日の日本の経済の社會化がきわめて不十分な段階におきましては、これは物を持てる者の立場においても、考え方を直さなければならぬ点があるということを指摘いたしまして、この相続税法案に対しましても反対するものであります。

できる問題であります。あるといたしまして、この酒税法の一部を改正する法律案に対しても、われくは反対をするものでござります。

次に運行税の問題でござりますが、これは非常に古い歴史を持つておるものでございまして、今回三等の鉄道運賃等に対しまして、これを廃止するということにつきましてはわれくは必ずしも反対をするものではございません。しかしながらこれはもつと全面的に、いわば一種の人頭税でありますから、そういう点から考えなければならぬ問題である。さらにこの関係は、現在の第三次吉田内閣に相なりましてから引上げられましたところの、旅運賃の関係等を考えて参ります場合に、すでにこれは運賃の引上げの面にこうした問題が織り込まれておるのである。そういう点からこの三等の旅客

運賃についての廢止は当然のことである。われくはこれにつきましては、與党的自由党的諸君とともに、海上運賃の二等についての免税の処置についての修正を企図いたしたのであります。が、遂にわれくの意図がいれられまい。われくはあくまでこうした人間的、ある意味において封建的な色彩を持つておるこうしたものにつきましては、これを全廢すべきである。即ち分的な廢止ということでは不十分であるという意味において、遺憾ながらの通行税に関する改正法律案に対しても、われくは反対を表明するのであります。

最後に手続法の関係の問題でございます。所得税法等の改正に伴う関係会社の整理に関する法律案でございま

が、これは以上申し述べた基本的な法律にわれ／＼が反対いたす意味におきまして、ことに特別法人税を廃止する関係から、関係法令の中に、たとえば農業協同組合、中小企業協同組合法等の関係の分を、これは法人課税一本にいたしまする関係から整理しようということは、われ／＼はこれを特別法人税という形において、一般の法人とは課税率も下げたものを存置すべきであるという建前をとつてゐる関係から、これの全部ではございませんけれども、こうしたものを全部関係法令の整理に名をかつて、一挙に落としてしまおう、こういう観点に立ちましてこの手続に関する法規ではございますが、所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案に対しましても、われわれは遺憾ながら賛成することはできぬのであります。

ただこの九つの税制関係の法案のうち、有価証券移転税法を廃止する法律案は、証券民主化という意味における大衆的な資金の調達ということが、今日日本の再建のためにきわめて重要な施策として取上げられておる段階において、きわめて適当な処置であるという意味において、その点に対しても贊意を表するものでございます。

私の討論を終るにあたりまして、私が重ねて指摘しておきたい問題は、本委員会の審議の範囲外の問題ではありますけれども、この国税と片一方の輸税の関係につきましては、間接税は若干の軽減を見るのでありますが、附加

の面における直撥税が増徴せられるの  
であります。そういう関係から中小企  
業に対する重圧、また協同組合に対す  
る影響の重大なることをわれくへは考  
えなければならないのです。昨日も予算の討議において、わが党の稻  
村君から指摘いたしましたのであります  
が、全国に散在いたします三千有余に  
上る各種協同組合の半分は、すでに赤  
字の状態に苦しんでおるのであります  
。これが今後中央、地方を通じる税  
制改革の關係から、さらに税の面から  
も重圧を加えられて、ほとんど全滅の  
悲運に陥りせざるを得ないのではないか  
かという点でござります。今日政府の  
手放しの樂觀論にもかかわらず、国民の  
経済における、ことに中以下の層に對  
する重圧が加わつておる段階におきま  
して、一応予算案が通つておる段階で  
ござりますけれども、政府はこれらの  
点を勘案いたしまして、少くともわれ  
われが反対をする各税法案は漸く撤回  
せられまして、さらにはわれくの意見  
を十分いれて、今会期は五月二日まで  
あるわけでありますから、この間に山  
し直すことを政府に強く要求して、五  
〇・川野委員長 北澤直吉君。

税制全般にわたつて根本的な改正を行ふこと認められる調整を加え、わが国現行税制に第六国会を通じたまして、本年一月より実施せられた所得税の暫定的軽減、取引高税及び織物消費税の廃止、物品税の改正等と一体となりまして、わが国にいまだかつて見ないところの近代的な、合理的な税制を樹立せんとするものであります。何人といえども反対する人はないと確信するものであります。公平な立場にあります学識経験者におきましても、一致して今回の税制改革に賛意を表しているわけであります。もし万一これに反対する反対する者があるとするならば、それは單に反対せんがための反対であり、党利党略に利用せんとするものであると言わざるも、弁解の辞はないと思うのであります。ただこの場合一言いたしておきたいことは、ただいま議題となりました国税に関する九法案と一体をなすべき地方税の改正案が、諸般のやむを得ない事情のためにまだ国会に提出に相なつておらず、そのため地方税法の改正と一緒にみ合せながら、国税の改正を審議する上におきまして、多少遺憾の点があつたことあります。この地方税法の改正案は、なるべくすみやかに国会に提案になるよう、政府当局の善処を希望する次第であります。

済力しお

と認められる調整を加え、わが国現行税制全般にわたつて根本的な改正を行わんとするものでありましたが、さきに第六回国会を通過いたしまして、本年一月より実施せられました所得税の暫定的軽減、取引高税及び織物消費税の廃止、物品税の改正等と一体となりまして、わが国にいまだかつて見ないところの近代的な、合理的な税制を樹立せんとするものであります。その大体の構想輪廓におきましては、何人といえども反対する人はないと確信するものであります。公平な立場にあります学識経験者におきましても、一致して今回の税制改革に賛意を表しているわけであります。もし万一これに對して反対する者がありとするならば、それは單に反対せんがための反対であり、党利党略に利用せんとするのであると言われても、弁解の辞はないと思ふのであります。ただこの場合一言いたしておきたいことは、ただいま議題となりました国税に関する九法律と一体をなすべき地方税の改正案が、諸般のやむを得ない事情のためにまだ国会に提出に相なつておらず、そのため地方税法の改正とにらみ合せながら、国税の改正を審議する上におきまして、多少遺憾の点があつたことあります。この地方税法の改正案は、なるべくすみやかに国会に提案になるよう、政府当局の善処を希望する次第であります。

きましては相当大幅な減税を断行し、これによる財源をもつて国民租税負担の軽減、合理化をはかることとした点であります。これによりまして、国税の軽減額は、昭二十四年度当初の予算に比較しますれば、九百億円以上に上るのであります。地方税におきましては四百億増徴するわけであります。ですが、国税と地方税と合せますと、国民所得に対しまして二・三%の減税となつておるわけであります。ただいま社会党の田中委員より、今回の税制改革はシャウブ使節団の勧告の線を逸脱しているというふうな討論があつたのであります。ですが、これはシャウブ使節団の勧告を日本の国情に適合するよう、政府がせつかくの努力をもつて調整を加えたものであります。たとえばシャウブ勧告によりますと、基礎控除の引上げは二万四千円となつておりますのを、今度の改正では二万五千円と上げております。またシャウブ勧告におきましては、三十万円を越える所得について五五%となつておりますのを、これを政府の努力によりまして、五十万円を越えるものについて五五%，こうなつております。また勤労控除につきましては、シャウブ勧告案によりますと一〇%になつておりますのを、これも政府の努力によりまして一五%と引上げたのであります。また酒税につきましても、シャウブ勧告案におきましては相当の増税を主張されておりますが、これも政府の努力に

よりましてあまり増税せず、造石高の増加によつて収入をはかる案を立てたのであります。また資産の再評価についても、シヤウブ勧告案におきましても、シヤウブ勧告案においては、その範囲内において任意に再評価をすることがあります。また資産の実情に合いませんので、この資産再評価についてもその最高限度をきめて、その範囲内において任意に再評価することにいたしたのであります。そういうふうに今度の税制改革は、シヤウブ勧告の線を守りながら、これを日本の国情に適合するよう適切な調整を加えたのであります。先ほど社会党の田中委員は、今回の税制改革は減税といふのはから宣伝である、実際的には減税になつておらぬ、こういう主張がありました。これはとんでもない間違いであります。ここに所得税の例をとつてみましても、たとえば給與所得者について申しますならば、扶養親族が三人で月收一万円を有する者の現在の所得税負担は、月に千百九十五円であります。また扶養親族が四人で月收一万五千円を持つております者の現行の負担額は、月二千六百九十一円であります。また扶養親族が八人となりまして、差引き五千五百三十八円となりまして、差引き五千五百三十八円となりまして、差引き五千五百三十八円となります。もちろんわれくへいものであります。もろんわれくへいたしましても、今日の経済界の不況に際しましては、この程度の減税であります。もちろんわれくへいたしましても、今日の経済界の不

んけれども、無暴な戦争によつて一敗地にまみれました悲惨な敗戦国のどん底の状態から、主として一箇年四億ないし五億ドルに上るところの米国に対する援助は漸減し、数年後にはこれを期待し得ない状況となつたこと、従つて日本としましては一日もすみやかに経済の自立を達成して、いわゆる竹馬経済、すなわち他力依存の経済を脱却することの急務であること、また経済の自立なくして政治の自由なく、日本国民の待望しますところの対日講和条約を締結するにも、他力依存の日本経済態勢を一日もすみやかに自立依存の経済態勢に切りかえる必要があること、そのためには万難を排してインフレーションを収束せしめ、経済を安定して、貿易の振興をはかる以外に道がないことなどを考えますならば、二十一年度はこの程度の減税でしんぼうするほかはないと思うのであります。いふに勝ちましたイギリスにおいてさえ、国民勤労大衆の基盤の上に立つ労働党内閣の指導のもとに、輸出かしからざんば死かというスローガンを掲げまして、極度の耐乏生活を国民に要請べきであります。昭和二十五年度の日本の国民所得と租税との比率を見ますと、地方税と国税を合せますと二三%あります、が、昭和二十四年度のイギリスの比率を見ますと四〇%であります。同じくいくさに勝みました國であります。お隣の中国における今日の國

民大衆の生活状況を見ますと、長年にわたる外國との戦争並びに内戦のため、文字通り塗炭の苦に呻吟しておる状態であります。しかしながら政治の要諦は、国民負担の軽減にあることは申すまでもないであります。従いまして政府におかれましては、今後各方面にわたつて中央、地方を通じて経費を節約し、国民負担の軽減に努力し、特に所得税、物品税、酒税等の税率の引下げを実現せられるように、努力せられんことを希望する次第であります。また農業協同組合、中小企業協同組合、漁業協同組合等につきましては、まだスタート早々であります。その組合の基礎が必ずしも強固でありませんので、私はここ数年間はこういう組合に対しまして、課税上の特別の考慮を拂う必要があると思うのであります。この点につきましても今後政府当局の御考慮をお願いしたいのであります。

ら不具者等に対する特別の控除を認めること、それから法人税におきましては、超過法人税を廃して、小規模の法人企業に対するある程度の特別の控除と與えたこと、それから富裕税及び相続税によりまして、高額の財産所持者に対して重税を課したこと、汽車の三等乗客に対して通行税を免除したこと、下級のタバコの値下げをしたこと、さらには直接税に重点を置いて、大衆課税の性格を有する間接税を整理したこと、こういうことは今回の税制改革において、社会政策的税制改革であるということが言えるのであります。第三に、今回の税制は負担の公平を期しながら、一面において資本の蓄積に重点を置いていることであります。今日日本におきまして、最も不足しておりますものは資本であります。ところが資本と労力というものは、これは車の両輪あるいは鳥の両翼のこときものでありますけれども、この労力の生産性を向上するためには、どうしましても欠きましては物の生産はできないのであります。日本は労力は非常に豊富でありますけれども、そのいすれの一つをあります。日本の技術はアメリカ等に比べまして、五十年も遅れておるということを言われておりますが、日本経済自立の基盤であります貿易の振興のためにには、日本の労働の生産性を向上し、国際競争に勝利を占めなければなりません。このためには資本の力にまつほかないのです。今日の日本の段階におきましては、分配の公平をはかることももちろん

でありますするが、それにもまして必要なことは、生産を増加して分配の源でありまするところの国民所得を増加することが大事であります。この意味におきまして、今回の税制改革が資本の蓄積に重点を置きました点は、われわれはこれに賛意を表するのであります。今回の改正におきまして、高額所得に対する税の累進の停止、法人税の削減、配当所得に対する源泉課税の廃止、資産再評価等によりまして企業の内容の強化をはかり、資本の蓄積をはかつておるのが注目されるのであります。また今回の税制改革に伴いまして、外資の導入につきましても、この税制上特別の考慮を加えることになつておるのでありますか、これも時宜に適するものと思うのであります。共産党を除きましては、外資の導入に反対する政党はないと確信するものであります。

の是非常な影響を受けるわけであります。政府の説明によりますと、昭和二十五年度の申告納税の徴収歩合は、農業所得におきましては九〇%、営業所得におきましては七〇%、その他七九%、合計七三・七%というようになります。実際の課税額、それから実際の徴収しまする税額の間には、それだけの開きがあるわけであります。従いまして、この税法の運用といふものにつきましては、政府の責任はきわめて重大だと思います。従いまして政府におきましては、この上とも徴税機構の能率の向上をはかり、なるべく税法通りに実施し、徴收歩合の向上をはかつて、そして正直考へがばかを見ないよう税制の確立を希望する次第であります。

以上をもちまして私は自由党を代表して、ただいま議題となつております諸税法案のうち、所得税法の一部を改正する法律案、富裕税法案、相続税法案、法人税法の一部を改正する法律案、資本再評価法案、酒税法の一部を改正する法律案、通行税法の一部を改正する法律案、所得税法等の改正に伴う関係法律令の整理に関する法律案に対しては反対するものであり、有価証券移転税を廃止する法律案に対しては賛成するものであります。

まず最初に所得税法の一部を改正する法律案について意見述べます。牛込と今回の税制改革を通じての大きさねらいは、国税全体の税体系を直接的

中心に持つて行くという意図のようになります。申すまでもなく近代的租税制度は、直接税なんかんずく所得税中心主義でありまして、従つて政府が取引高税その他の間接税を撤廃あるいは軽減し、重点を直接税に移したということとそれ自体には私も賛成であります。しかしながらここに考えねばならないことは、この所得税中心が最もよい近代的な租税制度であるという根拠は、この税が最もよく国民の担税力に比例して課税し得るという点であります。それは必然的に次の二つの措置に対応わねばならないのです。それは何かと申しますと、第一に、国民の多数を占める広範な低所得者層に対する免稅の措置を講ずること、第二には中所得者以上に対しては適度に累進的な税率を適用すること、以上の二点であります。もしこの二つの原則が十分に貫かれていないと、所得税中心主義はかえつて「国民の租税力に逆比例し、大衆を直接的に收奪する邪悪な租税体系」になるのです。この最もよい例が現行の所得税であります。しかも政府の提出されている改正案のごときは、この不合理を一層助長しきいるものであると言わなければなりません。

れは国税の場合のみをとつて申し上げます。たのでありますて、明年度から増徴される地方税を考慮に入れますと、市町村民税、固定資産税あるいは事業所得者に対する附加価値税等の課税の累進的性格よりしまして、月額六、七千円以下の低所得者に對しては、必ずや現在よりも二倍程度の租税の増徴がなされるのであります。

もう一つの面である所得税の裏進的性格という点について考えてみましょ  
う。政府はこの改正案によつて従来の  
税率を改め、課税所得五十万円まで  
従来通り小刻みに税率を引上げ、しか  
も五十万円以上の大所得者に対しては  
税率五五%どまりといふのはだ不可  
解な体系をとつております。なるほど  
非常に高額な所得者に對しては、富於  
税を徴收するといふ建前になつてお  
ますが、これはほんの中訳的なものに  
すぎず、現行制度に比べて中小所得者  
の負担はほとんど輕減されないので、  
大所得者の負担が著しく輕減されて  
ることは何人の目にも明瞭であります。  
これは單に稅收の確保といふよ  
な逃げ口上によつて済まされることで  
はなく、勤労者、農民、中小企業家  
の上に富裕階級の利益をはかると  
いふ吉田内閣の性格を、最も露骨に坦  
わしているものであります。所得税、  
現在のように大部分中小所得階層の々  
に负担し、しかもその最も真髓と言  
れる過度の累進性を失つてゐる状態に  
おいては、われくは政府の堅持し  
いる直接税中心の租稅制度を近代的  
合理的なものとして受け入れるわけに  
参りません。このような改正案によ  
ては、今後ます／＼納稅者と徵稅當  
との摩擦を強め、徵稅が社会的不安

生む最大の動因とならないとされが保証し得ましようか。これが私の本案に反対する根本的理由なのであります。次に富裕税法案について意見を申し上げます。この富裕税は五百万円以上の財産所有者に対して〇・五%ないし、三%の課税をなすものであります。が率直に言つてかかる税を設けた政府の意図がどのようなものであるか、私ははなはだ了解に苦しむものであります。すなはち所得税の補完税として最高税率五十万円超五%の所得税の累進的性質を矯正するものとしては、あまりにも弱いものでありまして、むしろ大金持に対しては特別に課税するのだという一種のゼスチニアーにすぎず、その意味で一層偽善的で大衆を弄するものと言わざるを得ません。

次に相続税法の一部を改正する法律案について意見を申し上げます。この税は從来の贈與税及び遺産税を一本にまとめて種々の改正を施したものであります。租税負担者を財産相続人へといふは譲受人に改めたことを初め、種々の点で從来よりも一層合理的なものになつてゐる点が多くあることは、私どもが認めんにやぶさかではあります。しかしながら問題となるのは改革率があまりにも高率である点と、各税点があまりにも低過ぎるという点あります。従つて私は所得税をより累進的なものとし、相続税は一般的により和すべきであると主張し、政府原案は反対するものであります。

次に法人税法の一部を改正する法案について簡単に意見を申し上げ

ま法律に緩的り停所で免正せんにあめぬに作感のじの柔軟な法を

す。今回の改正案は超過所得、清算所得に対する課税を廃止して普通所得一本として、税率は現行の三五%そのままでしており、新たに積立金に対する二%課税がありますが、大体においてこれらによつて、企業の負担が相当程度軽減されているようあります。またその他に貸倒れ準備金を認めたり、損失の繰越し、繰りもどし、たなおろし資産の経理等の面において、確かに従来より合理化されている点が多いようであります。これらは私としてもまさにけつこうであると思いますが、問題となる点は、企業に対してはこのほかに資産再評価による課税がなされるのであります。これをもあわせ考えますと、法人に対する租税收入は昭和二十四年度予算額五百億円に比べて、明年度は五百三十一億円とむしろ増加しているのであります。これはさなきだに不況にあえいでいる企業に対して、重大な影響を與えるものであります。私のはなはだ憂慮たえないところであります。さらに今回の改正による重大な問題は、農業協同組合その他の特別法人に対する課税を、一般法人と同様に扱うことにした点であります。政府の説明によりますと、從来とも特別法人に対する課税の税率は、一般法人のそれに近づかつたつたのであるから、これは当然の措置であるとのことでありますが、これは單なる一片の法律論にすぎず、まったく經濟の実情を無視した暴挙であると言わねばなりません。經濟的基礎のきわめて薄弱である農業協同組合等は、とうていこの重圧に抗し得るはずはなく、農村はます／＼不況の底に沈倫するより道はないように思われます。この点が

この改正案の最も大きな難点であります。次に資産再評価法案についてであります。私の最も心配いたしますのは、この資産再評価が、経済諸条件の均衡による新価格体系の形成と矛盾するものではないかという問題であります。すなわち再評価を行う以上、その償却額は商品価格に織り込まねば無意味であり、しかもその織り込みは好ましくもなく、また現状では不可能であります。この理由で再評価そのものがかつて企業を弱体化するおそれがあり、しかも再評価益に六%の課税を行うということは、一層企業に重圧を加える結果になるわけであります。法案の條文には再評価は任意ということになつておりますが、これは再評価の倍率を企業の任意とするだけであつて、再評価をすること自体は実質的には強制となつております。それゆえ私は経済界の現況にからがみ、今回の再評価法案には反対いたすものであります。

さらに酒税法の一部を改正する法律案について申上げます。従来もこの種の税は殆んど課税の饱和点に達しておつたのであります。それゆえこれを引き上げるということは、いかに国庫收入の要請とは言え道徳上許さるべきではあります。しかもシヤウブ勧告にさえて、明年度の酒税收入は八百億円とされてゐるのに、一千三十億円と二百三十億円も上まるわるような増徴の仕方は、決してわれくの賛成し得ることではありません。さきにタバコの価格を引上げた結果がタバコの売れ行き不振を來し、かえつて財政收入上大きくなマイナスの結果を招いているのと、同一のはめに陥る懸念があると思われます。

案につきましては、三等の旅客運賃並びに急行料金の免稅は私も賛成すると  
ころであります。但しことに希望いた  
します点は、三等の旅客運賃が現実にこ  
の通行稅の分だけ値下りになつて、大  
衆の負担を軽減することであります。  
がしかし船舶の二等は汽車の三等に相  
当するものであり、これに対する修正  
を承認せざる限り反対であります。  
さらに有価証券移転稅法を廢止する  
法律案につきましては、取引高稅、不  
動產取得稅等の諸通常稅が廢止されつ  
ある現状において、有価証券の取引  
流通を円滑ならしめるという趣旨で賛  
成であります。

最後に所得稅法等の改正に伴う關係  
法令の整理に関する法律案は、單なる  
技術的なものであり、取り立てて言う  
ほどのはありませんが、前法令に  
反対する以上本案にも反対するもので  
あり、以上をもつて私の討論を終ります  
す。

○川野委員長 河出賢治君。

○河田委員 私は日本共產黨を代表し  
まして、ただいまの所得稅法案並びに  
他の八法案に対し、すべて反対の意  
を述べるものであります。

政府は今度シャウブ博士の稅制改革  
にのつとりまして、大幅な稅制改革を  
やつたのであります。シャウブ博士の  
勸告を取り入れたことについて、北澤氏  
が盛んにこれを弁護されておりました  
が、しかしシャウブ博士の知恵を借り  
なければ日本の稅制改革ができるないと  
いうようなことは、あまりに大自由  
党の方々としても面白ないではないで  
すか。また政府としても面目がないで  
す。

本の税制改革ができないということは、これはまったく日本の税制において自主性をなくしておる。これが私の最も諸君に言つておきたい一つのことあります。

ところで今度の政府の税制改革も、盛んに九百十三億円減税というようなことを藏相あたりは言つておりますけれども、しかしだだ一つだけのものを見て、ちょうど一本の木を見て森を見ないと同じように、一方を見て他の方を見なければ何の減税でもない。御承知の通り国税にしましても、ある面では減税になつてゐるであらうが、実質上の国民生活からいえば減税になつてないものがある。これは私は後にそのことに触れますが、こういうふうに國税においては若干減少したが、地方税においては増徴する。御承知のごとく今日法案が出ないといふ——各資本家団体やあるいはいろいろな国民の諸団体から、今日の地方税の改正問題をきた自由党の改正案というものが出来まして、いまだにこの国会に地方税が出来ない。こういうふうに出ないところの問題は、やはりこの法案の中にきわめて莫大な増徴が見込まれておると、この意味から遂つて國税だけを減らすといふのである。同時にまた税制改革といふ点だけでなく、やはり税制は政府の一環なのでありますし、税金で減らしても、国民大衆のふところから出る金は同じなのであるから、たとえば税金によつてこれまで補給金をまかなつておいたものを、今度は直接生

衆自身が、独占資本の物価のつり上げられたものを買わなければならぬときは、これは生活にとつて同じなのであります。鉄やあるいはソーダ、肥料、電力料金の値上げ、あるいはマル公の米の値段、主食の値段の値上げ、こういふものによつて、結局大衆生活自体の実質上の問題になれば、これは減税になつてはい不会有のであります。こういふ点から私たちは一つのボンバーだけを小さくしても、他に大きなボンバー穴をつくつたならば、これは決して国民生活の実際における減税でないということを、私ははつきり述べておきたいと思うのであります。

ういうふうなきわめて今日の勤労太衆の、特にまた低い層の中の生活にまで食い込んで来ておるところの税金といふものは、まったく悪税と言わざるを得ないのです。特に基礎控除の引上げ、あるいは勤労控除のシャウプ勧告以上の引き上げと言つて、北澤委員は盛んにこの税制改革の功績を誇つておられたようであります。しかし第二次吉田内閣におきまして、勤労者の三千七百円ベースを六千三百円ベースにかえまして、物価が上昇したために、従つてこのときに税制改革をやつて、やはり勤労者の税金を物価とスライドさせて引下げるのが当然だ。このことを実はお忘れになつてはいた。そうして基礎控除の面におきましても高い税金をとる。従つて三千七百円のベースのときと、今日の六千三百円ベースを比較しましても、二人の家族では十三倍の重い税金になつておる。改正されてもそくなつておる。また独身者にしても十二倍の重い税金になつておる。こういうふうにベースを改正されたとき、当然改正すべきものを改正せずに、苛斂求る重い税金をかけておつて、そりとして今日ちよつと減らしたからといふことを功績にされるのは、わずか二年ばかりの前のことを、昨年なすべきことをなされなかつたということを、お忘れになつておるのではないかと私はこう言いたいのです。

日五十万や百萬円程度の所得者を、そ  
う大資本家と言つて目に角を立てるの  
ではありませんけれども、とにかくわ  
ざかに五十万円のところでピリオッド  
を打つて、そうして大所得者もほとん  
ど同じにしてしまつた。こういう点に  
張されておりますが、こういうところ  
においては、断じて公平な点は現われ  
ていないのです。それからまた  
青色申告所得の、いわばちょっとした  
特典を與えるというようなえさによつ  
て、とにかく裸申告をさせる。今日御  
承知の通り中小商工業者やあるいは農  
民等もありまことに税の苛酷なために、い  
ろいろな方法でいわゆる若干の脱税と  
申しますか、あるいは何かやつてはお  
りますけれども、これは生きがた  
め、食わんがため、生活を守るために  
脱税でありまして、大口高額所得者の  
脱税とは別個な見地から見なければな  
らぬ。ところが今日こういう低額な所  
得者に対しまして、青色申告あるいは  
帳簿の厳密な記帳、こういうことを申  
しつけて結局裸申告をさせる。これが  
結局税金についても、また実質上昨年  
以上の税金がかかつて来ることは言う  
までもない。従つて今日政府が減税と  
申しましても、実質上中小商工業者  
やあるいは農民、その他の一般の市民諸  
君の青色申告並びにこれから来るとこ  
ろの問題につきましては、實際の課税  
における減税ということはあり得ない  
ということを、私たちはここに断言し  
うなものを設ける。あるいは罰則を強

化する。これは明らかに今日の政府の徴税方式というものが、反民主的な方式を取つておるのであります。ところを見るのでも、われくは決していう点についても、われくは決して納税者のほんとうの民主主義の原則を、この中に盛られていないということを見るのであります。法人税につきましては、先ほど各委員からも発言がありましたが、簡単にとどめますが、とにかく今日の事態においては、若干やはり独占的な企業に対しても、中小企業の利益を守らなければならぬ。そういうものはほど低度の累進税率を設けるとか、こういうことが必要でもあります。また先ほどから他の委員から発言がありましたが、農協あるいは水産業、あるいは消費者生活協同等の特別法人が、やはり一率の法人税を課せられるということは、これまた今日の時代に逆行するところの課税方針であるということを、われくは明らかにしておきたいところであります。

シヤウブ博士は日本でできるだけ富の集中を防ぐ、こういうことを言われておる。もちろん一所に富が集中することを防ぐことは言うまでもないのですが、しかし今日の状態におきりますが、しかし今日の状態におきましては、相続税におきましてもやはり低額なものに対しては相當ゆるみを持たし、高額なものに対しては十分徹底的に税金を取る。もちろんこれは税率だけの問題である。しかしこれにはやはり税務行政から行きまして、大所得者あるいは相続者には、やはり税率の抜け道はあるのでありますて、われわれは実際上の問題から入つて、相続税における低額所得者の利益を守つて行く。こういう点を主張しておきたいのであります。

人的な車に乗せておるわけであります。こういう点で私たちは、單に通行税を廃止するというだけでなく、運輸行政全体とにらみ合して、一等車などを廃して、そうして通行税なんかも全部廃してしまう、こういうふうにして私たちももつと大きな觀点から、これに反対するわけであります。

それから酒であります。酒は今度若干値上げになります。酒とタバコが御承知のごとく日本における典型的な間接大衆課税になつております。われわれはこういう値上げに反対すると同時に、少くとも現在のよう酒を飲ますのでなく、税金を飲ますというような酒税などは、タバコの税金とともに廃止する、そして原価の二倍程度にこれを引下げるのを要求するものであります。

それから資産再評価の問題であります。これは御承知のごとく資本の再生産を確保するための評価がえであります。ところが先ほども申しましたように、今日の労働者には労働力の再生産を確保する評価がえをなされていない。これは政府の賃金のくぎづけによつて現われております。こういう一方的な問題であります。ともかくこの資産再評価によつて、今日日本の企業、従つて日本の経済をまるきり裸にすることである。採算の有利な大資本に外資導入の準備がされるということと、それに、独立的な資本の物価のつり上げから減価償却の増大、従つて利益が減少する。あるいは税金が減少する。こういう点、従つて生産品の増加を口実に、独立的な資本の物価のつり上げあるいは賃金の切下げ、首切り、こういうことは必然になつて来るわけであ

日本企業の倒産といふことは、もう必然の状態であります。従つてまた審議会におきましても、再評価を通じて行くことによつて、中小企業は金融の面からも、この資産の評価がえによる企業の倒産といふことは、もうあります。また税金あるいは金融あるいは資本が、大独占資本の方へ移動して行くことによつて、中小企業は日本の企業の再編成、すなはちどつぶすか、どは残そうかというふうなことが、一連の独占資本家やその代理人たちによつて決定されるということは同様であります。従つてこううふうにして、今日外国資本と結合しないところの日本民族産業が、これによつてます／＼破壊され、中小企業は倒産する。労働者の賃金の切下げあるいは首切りは増大する。こういう結果を招くこの資産再評価法案に対して、われわれは反対せざるを得ないのであります。特に外国の資本で優遇する。あるいはこの資産再評価によつて外資導入の準備をする。この前大蔵大臣は外資導入によつて、大いに日本の経済復興をするということを言われておりました。が、最近あるところから聞きますと、たとえばストレットマイシンというものが、アメリカにおきましては今日きわめて多量にあり余つておる。こういうものを、最近日本では何億といふほど買うそであります。ところがこのたくさん余つたという裏面には、さらに向うの技術が発展して、新しいストレットマイシン以上の中のができてる。ところがその古いものを日本へどん／＼輸入する。それからまた日本のある特定な薬会社、こういうところへ外資が入つて来る。そうしてこの薬会社が入り切つたときに、外国資本がどんどんその古い專売特許の機械を売りつ

ける。向うでは新しいものがどんどん入ってきておる。そうして売りつけた機械がすえつかつたごになると、新しいものをまたどつと入れる。これが今日の外国の独占資本のやり方なんであります。こういうことを喜んで、皆さんも日本の外資導入ということが、いかにも日本の経済を発展させると、うにお考へになつておりますが、実はこれは外国の恐慌、外国の古いいわゆる陳腐化したところのこの技術、こういうものの導入にはかならない。従つてこういう点から言いましても、われは外資導入、これに伴う外国品の課税の問題、こういう問題にも反対せざるを得ないのであります。

大体主要な法案の内容について反対いたしましたが、以上のとく税制改革は大衆の負担の方法を若干変更する。しかしながらまたどうして国民大衆からしほりとするかということの改正にすぎないのであります。直接所得から巻き上げる税金を減らせば、間接税でもつて税金を巻き上げるとか、あるいは中央政府の税金を減らせば、地方の税金を増すとか、あるいは国家財政を收縮して、独占資本によつて物価をつり上げ、直接労働者や農民等からしぱりとり、中小企業を倒壊させる。こういうふうにして一連の経済政策、徵稅政策を通じて、すべて大資本すなわち独占的な資本の強化に役立たせるにすぎないのであります。こういう面から、従つて個々の税制を一條々々改革しましても、他の税制全体あるいは政府の経済政策との関連において見なければ、いかに税制がりつけられましても、その裏には幾らでも穴があるといふことをわれ／＼は認めるものであります。

ります。同時に今度の税金の徵収における実施し、この税制によつてこれを徵收して行きますれば、相当やはりアショナル的な政策をとらざるを得ない。政税制改革がなされておる。従つてこれ府は合理化とは申し公平とは申しておりますけれども、今日この改革の中に、徵税の方式におきましては、御承知のごとく納稅者を抑圧するところのいろいろな法令が追加されておりまします。これは討論の際にも明らかにしましたし、また罰則強化等も行われる、こういう意味においてこの税制改革による徵税方式が、ますたくアショナル的なものに漸次転換しつつあるということを指摘しておきたいであります。従つて今日御承知のごとく中小商工業者が税金問題で苦しみ、今や死活の問題となつて全国各地で闘つておりますが、これが税制改革の後においては、この懲罰方式による場合には、何ら解決されないということを私はここに指摘しておくものであります。わが共産党は間接税を廢止し、直接税一本で最低生活を保障するために、昭和十二年当時の千二百円の免稅、これに物価指数をかけました大体四十万円といふものをもつて免稅点とする。こうして酒やタバコ等を原価の二倍程度に引下げることによって、間接税は廢止する。これによつて大衆の購買力をつくり、国内の需要を満たす。中小商工業の滞貯の処分やあるいは生産増強、従つて企業の安定をはかることができるであります。このような税制改革によつてのみ、真に国民生活の安定と向上をはかることができるのであります。こういう税制を

ヤウブ博士の勧告にも、所得税だけで  
も二五%から一〇〇%の脱税がある。  
他の物品税あるいはその他一切の間接  
税においても、莫大な脱税があるとい  
うことを指摘しておる。この点を皆様  
がお読みになり、また今日各地における  
あの税務官僚たちの收賄や詐欺、こ  
ういうものをごらんになれば、今日い  
かに莫大な脱税があるかということを  
われくはよく知つておる。おそらく  
皆さん自身が自分でどの程度のことを  
おやりになつておるかということは、  
おわかりになるとと思ひます。私はこ  
ういう脱税を完全に捕捉するならば、  
先ほども申しましたところの直接税一  
本方式をもつても、十分稅收を確保す  
ることがでできると思うのであります。  
現在の吉田内閣の財政政策すなわち軍  
事的、植民地的予算に適応して收入を  
得るために今回の税制改正の諸法案に  
対しましては、勤労する全人民とともに  
に、また日本の完全なる独立と平和と  
自由とを守らんとする眞の愛國者とと  
もに、断固反対するものであります。

は重ねてこれを申し上げようとは思ひませんが、政府は今度の税法におきまして国民の負担の公平平などと負担の軽減、この二つをやるのを立法的手段としてあげられたのであります。しかしその内容を検討してみますと、はたしてそういうことになつておるかどうかということは、長い間この委員会におきまして討議せられました跡を顧みますと、しからずといふ結論が出るのであります。與党的皆様の御質疑を静かに聞きまして、またわれわれも足らぬところはお尋ねしたのでありまするが、どうしてもこの二つのの眼目は、これが一年たまると、実際にこの法律からいろいろなことが現実に事実として現われて来ると思うのであります。でありますからこの点は私は述べません。とにかく負担の公平にもならぬし、軽減にもならない法律だという結論になるのであります。そこで私が申し上げたいのは、去る七日に私は大蔵大臣に対しまして、これらの立法の立案の態度並びに心持をただしたのであります。その答えを先ほど速記課に参りまして書き取つて参りましたが、大蔵大臣はこう申されました。「われくは資本主義自由経済をモットーとする財政経済をやつておるのであります。当然今度の税制もそういうふうにやつておると考えておりまします。」こういうお答えであつたのであります。ここで私どもが考えなければなりませんのは、今度の税法全般を通じて考えてみると、大臣のお言葉の通り各條章の言葉の中にその思想がにじみ出でることは、これはもちろんはつきりしております。だとえて申しますと、五十万円以上の所得者につ

きましてはその税率を百分の五十五に本にしまつたり、また大企業の法人を特に優遇したり、あるいは富裕税といふものをつぐられたのではありますが、その税率といふものは驚くほど過小にしたり、さらに農業者、漁業者、小市民あるいは中小企業者が、資本主義自由経済に対してその生産と生活とを防ぐ唯一の協同組合、この協同組合に対する法人税といふものを、從来の特別扱いを廃止して當利法人と同一にしたこと。これは數え上げて行きますと限りないのであります。しかし、とにかくこれらはいずれも自由経済思想からの資本主義経済政策に立脚しておるものと考えるのであります。言うまでもなく自由経済の門を入りますと、そこに展開する社会は資本主義の経済社会であります。この社会は驚くべき魅力を持つておるのであります。とうとうとあらゆるものを利用の前に屈服させずにおかないと、いう強い力を持つておるのであります。ために文学も教育もさては宗教もその本来の使命を失わしめ、ひたすら利潤追求の手段となり終らしめるのであります。ために文化はすたれ、道徳は乱れなど／＼。しあなたはほんとうのそういう社会の姿でありますので、この資本主義自由経済の前に、農業でありますとか中小企業にはその原則は根本的に当てはまりであります。御承知のことく資本主義自由経済社会におきましては、資本といふものを投下すればするほど、それを応じましてその企業は発展し繁栄するものであります。しかし農業や中小企業にはそこにはその深刻なものを見出します。

うものが嚴しく適用されてしまいます。これは何といたしましてもいたしかなりのものであります。従つて農業本来の性質からいたしますると、資本主義社会から哀れな姿で消え去るべき宿命を持つておるのであります。ことにわが国の農業は零細な家族經營であります。この農政運動は、資本主義に圧迫され搾取され、資本主義發展の犠牲となりました農村の解放であつたのであります。それを今現実に大蔵大臣から、資本主義自由經濟の基礎觀念から今まで農業政策を立てましても、それは多くを申しません。よせん現在の政府が農業政策を立てましても、それは一日暖めて十日冷やすことになり、結局農業は破局へ急ぐだけのことであります。かようにただいま検討されておりますこの税制、この税制のもとにおきましては農業も中小企業も断じて救われません。こういう簡単な重大な理由でこれに反対するのであります。

○川野委員長 討論は終同いたしました。これより採決に入ります。

酒税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、所得税法案、通行税法の一部を改正する法律案、資産再評価法案、相続税法案、既得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案の八案を一括議題として採決に入ります。右八案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願

○川野委員長 起立多數。よつて右八  
案はいづれも原案の通り可決いたしました。  
次に有価証券移転税法を廃止する法律案を議題として採決いたしました。本案に賛成の諸君の御起立を願います。  
〔賛成者起立〕  
○川野委員長 起立多數。よつて本案は原案の通り可決せられました。  
なお報告書の件につきましては委員長に御一任願いたいと存じます。  
以上をもちまして税法改正九法案に対する審査を全部終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後零時四十八分散会

卷一

（川野委員長）起立多数。よつて本案は原案の通り可決せられました。

い  
ま  
す。

卷之三

〔内閣提出〕に関する報告書  
〔資産再評価法案(内閣提出)に関する報告書〕  
〔相続税法案(内閣提出)に関する報告書〕  
〔所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書〕  
〔都合により別冊附録に掲載する報告書〕

昭和二十五年四月二十一日印刷

昭和二十五年四月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所